

議案第 54 号

取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部
を改正する条例について

取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 22 号）等の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 12 月 2 日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

児童福祉法等の一部を改正する法律による関係法令の改正に伴い、地域限定保育士に関する文言の追加を行うとともに、改正により移動が生じる児童福祉法の条項を引用している条例についての所要の整理等を行うほか、条例の基準となっている内閣府令の改正を踏まえた所要の改正を行うため、関係する条例の規定を一括して改正するものです。

取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前		
(虐待等の禁止) 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (利用乳幼児及び職員の健康診断) 第17条 (略) 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。)</u>が行われた場合であって、<u>当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</u>この場合において、家庭的保育事業者等は、<u>それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。</u> <table border="1"> <tr> <td><u>児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断</u></td><td><u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u></td></tr> </table>	<u>児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u>	(虐待等の禁止) 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (利用乳幼児及び職員の健康診断) 第17条 (略) 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</u>この場合において、家庭的保育事業者等は、<u>児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</u>
<u>児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u>		

乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
-------------	--------------------------------------

3 及び 4 (略)

(職員)

第 23 条 (略)

2 家庭的保育者(法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士若しくは茨城県の区域に係る法第 18 条の 29 に規定する地域限定保育士(以下「地域限定保育士」という。)又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 及び (2) (略)

3 (略)

(職員)

第 29 条 小規模保育事業所 A 型には、保育士又は地域限定保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所 A 型又は第 16 条第 1 項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所 A 型にあっては、調理員を置かないことができる。

2 保育士又は地域限定保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とする。

(1) から (4) まで (略)

3 前項に規定する保育士又は地域限定保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 A 型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。

3 及び 4 (略)

(職員)

第 23 条 (略)

2 家庭的保育者(法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 及び (2) (略)

3 (略)

(職員)

第 29 条 小規模保育事業所 A 型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所 A 型又は第 16 条第 1 項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所 A 型にあっては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とする。

(1) から (4) まで (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 A 型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。

(職員)

第 31 条 小規模保育事業 B 型を行う事業所 (以下「小規模保育事業所 B 型」という。) には, 保育士又は地域限定保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修 (市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。) を修了した者 (次項において「保育従事者」という。), 嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし, 調理業務の全部を委託する小規模保育事業所 B 型又は第 16 条第 1 項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所 B 型にあつては, 調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は, 次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ, 当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とし, そのうち半数以上は保育士又は地域限定保育士とする。

(1) から (4) まで (略)

3 前項に規定する保育士又は地域限定保育士の数の算定に当たっては, 当該小規模保育事業所 B 型に勤務する保健師, 看護師又は准看護師を, 1 人に限り, 保育士とみなすことができる。

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第 44 条 保育所型事業所内保育事業所には, 保育士又は地域限定保育士, 嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし, 調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第 16 条第 1 項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては, 調理員を置かないことができる。

2 保育士又は地域限定保育士の数は, 次の各号に掲げる区分に応じ, 当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし, 保育所型事業所内保育事業所一につき 2 人を下回ることはできない。

(1) から (4) まで (略)

(職員)

第 31 条 小規模保育事業 B 型を行う事業所 (以下「小規模保育事業所 B 型」という。) には, 保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修 (市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。) を修了した者 (次項において「保育従事者」という。), 嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし, 調理業務の全部を委託する小規模保育事業所 B 型又は第 16 条第 1 項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所 B 型にあつては, 調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は, 次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ, 当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とし, そのうち半数以上は保育士とする。

(1) から (4) まで (略)

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては, 当該小規模保育事業所 B 型に勤務する保健師, 看護師又は准看護師を, 1 人に限り, 保育士とみなすことができる。

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第 44 条 保育所型事業所内保育事業所には, 保育士, 嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし, 調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第 16 条第 1 項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては, 調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は, 次の各号に掲げる区分に応じ, 当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし, 保育所型事業所内保育事業所一につき 2 人を下回ることはできない。

(1) から (4) まで (略)

3 前項に規定する<u>保育士又は地域限定保育士の数の算定</u>に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 (小規模型事業所内保育事業所の職員) 第47条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下この条において「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士<u>又は地域限定保育士</u>その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士<u>又は地域限定保育士</u>とする。 (1)から(4)まで (略) 3 前項に規定する<u>保育士又は地域限定保育士の数の算定</u>に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。	3 前項に規定する<u>保育士の数の算定</u>に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 (小規模型事業所内保育事業所の職員) 第47条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下この条において「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)から(4)まで (略) 3 前項に規定する<u>保育士の数の算定</u>に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。
--	--

(取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(虐待等の禁止) 第 25 条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第 33 条の 10 第 1 項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第 28 条第 2 項において準用する認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号)に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第 25 条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第 33 条の 10 各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(取手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 3 条 取手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職員) 第 10 条 (略) 2 (略) 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市若しくは同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 (1) 保育士又は茨城県の<u>区域に係る法第 18 条の 29 に規定する地域限定保育士</u>の資格を有する者 (2) から (10) まで (略) 4 及び 5 (略)	(職員) 第 10 条 (略) 2 (略) 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市若しくは同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 (1) 保育士の資格を有する者 (2) から (10) まで (略) 4 及び 5 (略)

(虐待等の禁止) 第 12 条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第 33 条の 10 第 1 項各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第 12 条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第 33 条の 10 各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
---	--

(取手市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 4 条 取手市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(乳児等通園支援事業所の職員の<u>一般的要件</u>) 第 9 条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。 (<u>乳児等通園支援事業所</u>の職員の知識及び技能の向上等) 第 10 条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 2 (略) (虐待等の<u>禁止</u>) 第 13 条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、利用乳幼児に対し、法第 33 条の 10 第 1 項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (乳児等通園支援事業所内部の規程) 第 16 条 乳児等通園支援事業者は、次に掲	(乳児等通園支援事業者の職員の<u>一般的条件</u>) 第 9 条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。 (<u>乳児等通園支援事業者</u>の職員の知識及び技能の向上等) 第 10 条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 2 (略) (虐待等の<u>防止</u>) 第 13 条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、利用乳幼児に対し、法第 33 条の 10 各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (乳児等通園支援事業所内部の規程) 第 16 条 乳児等通園支援事業者は、次に掲

げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)から(5)まで (略)

(6) 利用定員

(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たるの留意事項

(8)から(11)まで (略)

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 (略)

第20条 (略)

2 (略)

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)がその施設又は事業に係る利用定員(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。)の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

(職員)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士又は茨城県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士(以下

げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)から(5)まで (略)

(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員

(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たるの留意事項

(8)から(11)まで (略)

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 (略)

第20条 (略)

2 (略)

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

(職員)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定

この条において「地域限定保育士」という。)その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。)を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士又は地域限定保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき2人を下回することはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業(以下「保育所等」という。)とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員(保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。)による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士又は地域限定保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士又は地域限定保育士による支援を受けることができるとき。

する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。)を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき2人を下回することはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業(以下「保育所等」という。)とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員(保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。)による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(準用) 第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。 (電磁的記録) 第27条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録，作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。	(準用) 第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。<u>この場合において、第23条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」と、第24条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」と読み替えるものとする。</u> (電磁的記録) 第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録，作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。
--	--

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条（取手市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第13条の改正規定（「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める部分に限る。）及び第22条の改正規定を除く。）の規定は、令和8年4月1日から施行する。